

2024年1月19日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

株式会社広島銀行（頭取 清宗 一男）では、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形と小切手の全面的な電子化」に向けて取り組んでまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取組みにより、お客さまと金融機関の双方の事務負担を削減するとともに IT を活用した金融サービスの提供が可能になります。

記

1. 当座預金の新規開設の停止（実施日：2024年4月1日（月））

当座預金口座の新規開設を停止します。実施日以降は決済用預金（無利息型普通預金）等のご利用をお願いいたします。

なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引続きご利用可能です。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の停止（実施日：2024年4月1日（月））

2027年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年3月29日（金）までにお取引店でお手続きください。実施日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願いいたします。

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

当行では、2026年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにも、電子記録債権（でんさいネットサービス）の利用およびインターネットバンキング「〈ひろぎん〉ビジネス Web サービス」からの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

【ご参考：広島銀行が提供するデジタルサービスについて】

〔手形をご利用のお客さま〕

- 手形に代わる決済手段として『でんさい』のご利用を推奨しております。
でんさいとはでんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

〔小切手をご利用のお客さま〕

- 小切手に代わる決済手段として、広島銀行が提供するインターネットバンキング「〈ひろぎん〉ビジネス Web サービス」のご利用を推奨しております。

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社広島銀行
事務統括部 事務統括課
TEL (082) 247-5151 (代表)